

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

総務 第 7 1 号

令和6年3月12日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

個人情報の取扱いを委託する場合における個人情報の安全管理の措置について
個人情報の取扱いを外部に委託する場合における個人情報の安全管理のために講ず
べき措置については、青森県警察における個人情報等の管理に関する訓令（令和5年
3月青森県警察本部訓令第11号）を一部改正し新たに規定したところ、運用上の留意
事項は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「警察本部長が委託する個人情報取扱事務の取扱基準の一部改正について」
(平成23年7月1日付け青警本広第129号)は廃止する。

記

1 対象となる委託契約

「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報の取扱いを青森県警察以外
のものに行わせる契約の全てをいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、
筆耕、翻訳等に係る契約を含み、また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第158条第2項の規定による歳入の徴収又は収納の委託等の公法上の契約を含む。

2 留意事項

- (1) 委託先を選定するときは、別添「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定するとともに、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 入札による契約にあっては入札の公告又は通知を行うときに、随意契約にあっては見積書を徵するときに、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項の遵守があることを相手方に周知すること。
- (3) 取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要かつ最小限とすること。
- (4) 委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての確認は、少なくとも年1回以上、原則として実地調査により行うこと。ただし、実地調査を行うことができない事情がある場合は、報告書の提出を求める等の方法に代えて行うこと。
- (5) 委託に係る契約を締結するときは、次の記載例を参考にして契約書に受託者の特記事項の遵守義務を規定すること。

なお、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第153条第1項の規定により契約書の作成を省略するときは、同条第2項本文の規定により徴する請書等に特記事項を遵守する旨を記載させ、同項ただし書の規定により請書等を徴しないときは、受託者に特記事項を契約事項として交付すること。

契約書記載例

（個人情報の保護）

第〇条 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

本件担当：総務課公文書管理室